

伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」  
の環境基準点の選定に係る手順及び結果について

1 はじめに

(1) 水生生物の保全に係る水質環境基準

平成 15 年 11 月 5 日付け環境省告示第 123 号により、水質汚濁に係る環境基準に生活環境の保全に関する環境基準として「水生生物の保全に係る水質環境基準」が設定された。海域における当該環境基準の概要は、表 1 に示すとおりである。

表 1 海域における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の概要

水域	類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	
			全亜鉛	ノニルフェノール
海域	生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	0.001mg/l 以下
	生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	0.0007mg/l 以下

(2) 類型指定

平成 24 年 11 月 2 日付け環境省告示第 160 号により、「水生生物の保全に係る水質環境基準」について、伊勢湾の水域類型の指定がされた。その概要は、表 2 に示すとおりである。

表 2 伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の類型指定の概要

水域名	水域	類型
伊勢湾	伊勢湾(イ)～(ト)を除く全域(三河湾を除く)	生物 A
伊勢湾(イ)	藤前干潟	生物特 A
伊勢湾(ロ)	木曾川河口付近	生物特 A
伊勢湾(ハ)	知多半島北部の浅場	生物特 A
伊勢湾(ニ)	鈴鹿・津地先の浅場	生物特 A
伊勢湾(ホ)	知多半島南部の浅場	生物特 A
伊勢湾(ヘ)	松阪・伊勢地先の浅場	生物特 A
伊勢湾(ト)	湾口	生物特 A

注：三重県側の水域も含めた伊勢湾全体の指定状況を示す。

### (3) 処理基準

平成13年5月31日付け環水企第92号により環境省環境管理局水環境部長から通知された「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」(以下「処理基準」という。)(最終改正:平成21年11月30日付け環水大水発第091130005号及び環水大土発第091130007号)において、水生生物の保全に係る水質環境基準の測定地点は、水生生物の生息状況等を勘案し、水域内の既存の環境基準点・補助点を活用しつつ、水域の状況を適切に把握できる地点を選定することとされている。

## 2 選定に関する伊勢湾の状況

### (1) 水生生物の生息状況

水生生物の生息状況について、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について(第5次答申)」(平成24年3月 中央環境審議会)によると、伊勢湾の主要魚介類の漁場分布は、藤前干潟、木曾川河口付近、鈴鹿・津地先、松阪・伊勢地先、知多半島北部の浅場、知多半島南部の浅場の沿岸域及び湾口にあるとされているとともに、名古屋港の奥部を除き伊勢湾全域に広がっている。

### (2) 既存の環境基準点

既に有機汚濁の指標となるCOD等及び富栄養化の指標となる全窒素等の環境基準点が設定されている。

また、既存の環境基準点は、航路等を避け、水域の状況を適切に把握できる地点となっている。

## 3 選定手順

処理基準に基づき、選定に関する伊勢湾の状況を踏まえ、以下の手順により環境基準点を選定する。

既存の環境基準点が設定されている水域の場合は、その環境基準点を活用することとする。その活用にあたって、全窒素等は海域の水生生物の生態系の底辺に位置するプランクトンの生産に関わるなど関連性があることから、まず、既存の全窒素等の環境基準点の活用を検討し、それがいない場合は既存のCOD等の環境基準点の活用を検討する。

また、既存の環境基準点が設定されていない水域の場合は、個別に環境基準点を選定する。

なお、伊勢湾(口)、伊勢湾(二)、伊勢湾(へ)及び伊勢湾(ト)は、全部又は大部分が三重県の地先であり、三重県において同様の考えで環境基準点を選定する予定である。

#### 4 選定結果

伊勢湾（イ）及び伊勢湾（ホ）以外は、既存の全窒素等の環境基準点があり、全地点とも水生生物が生息している地点であることから、その全てを環境基準点とする。

伊勢湾（イ）及び伊勢湾（ホ）は、既存のCOD等の環境基準点もないことから環境基準点を個別に選定する。

伊勢湾（イ）については、干潟であるため船では入れず、徒歩では底質を巻き上げるおそれがあり、適切な採水の観点から、干潮時を避け護岸から採水する必要があるため、名古屋市港区藤前2丁目及び3丁目にある護岸の中央部付近において、潮の状況に応じて、適宜、採水することが適当である。このため、具体的な緯度・経度は定めず、表記としては、名古屋市港区藤前2丁目地先とする。なお、当該水域は、水生生物の生息場となっている。

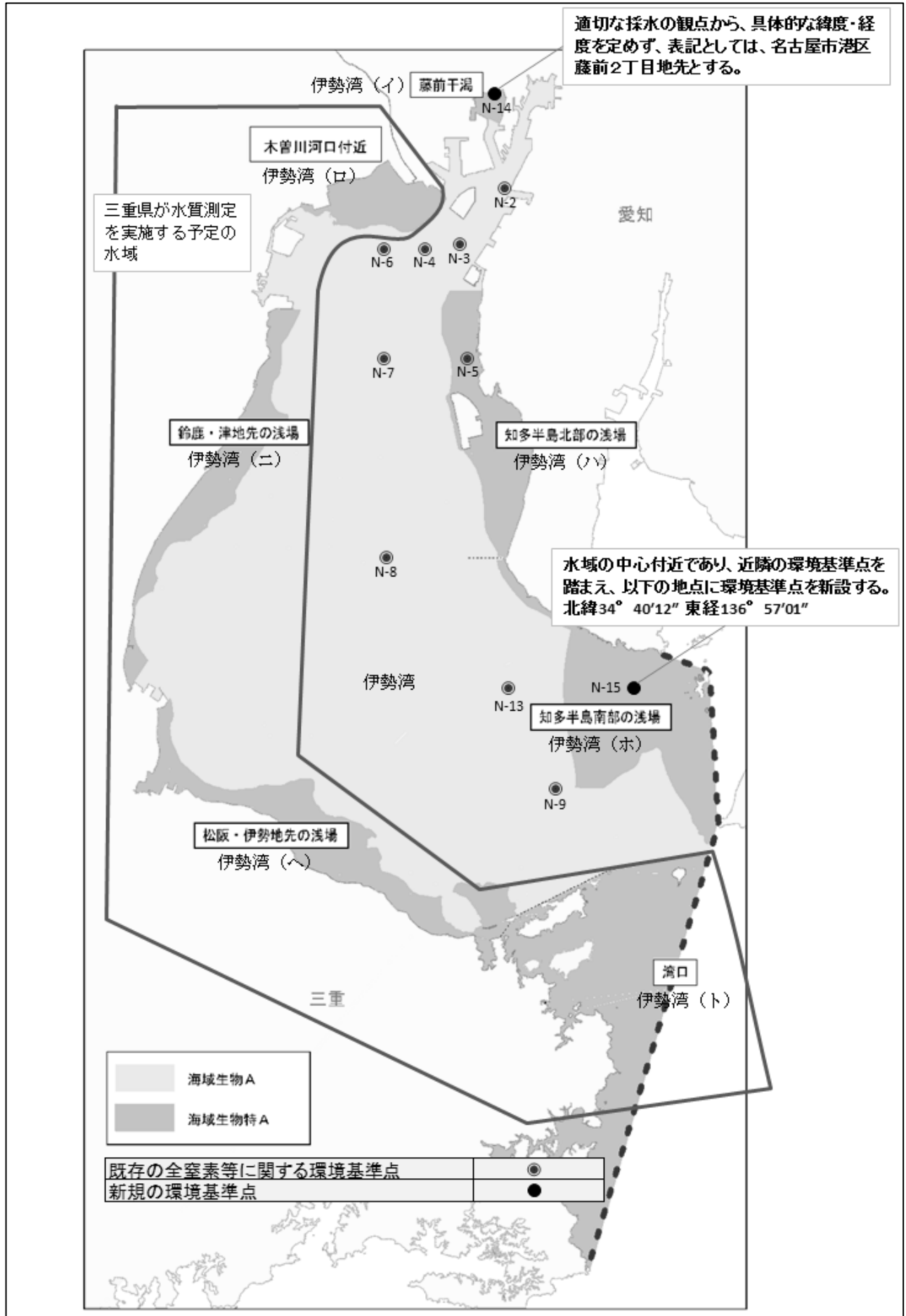
伊勢湾（ホ）については、当該水域の中央部付近とし、北緯34度40分12秒、東経136度57分01秒を環境基準点とする。なお、当該水域は、水生生物の生息場となっている。

選定した結果は、図1及び表3に示すとおりである。

表3 伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境基準点（案）

水域名	類型	調査地点	北緯			東経			備考
			度	分	秒	度	分	秒	
伊勢湾	生物 A	N - 2	35	01	26	136	50	49	既存
		N - 3	34	59	08	136	48	40	
		N - 4	34	58	45	136	47	09	
		N - 6	34	58	39	136	44	55	
		N - 7	34	53	24	136	44	49	
		N - 8	34	45	12	136	44	49	
		N - 9	34	37	12	136	52	49	
		N - 13	34	40	12	136	50	38	
伊勢湾 (イ)	生物 特A	N - 14	名古屋市港区藤前2丁目地先						新規
伊勢湾 (八)	生物 特A	N - 5	34	53	24	136	49	13	既存
伊勢湾 (ホ)	生物 特A	N - 15	34	40	12	136	57	01	新規

図1 伊勢湾における「水生生物の保全に係る水質環境基準」の環境基準点(案)



参考 図2 伊勢湾における既存の環境基準点・補助点

